

平成17年第6回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成17年9月2日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 報告第 19号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 4 報告第 20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 5 報告第 21号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 6 報告第 22号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 23号 継続費精算報告について
(報告)
- 日程第 8 承認第 14号 専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 議案第 98号 那須塩原市高林財産区議会設置条例の制定について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 議案第 94号 契約の締結について〔体験学習施設新築工事〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第 99号 友好姉妹都市提携の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第100号 友好姉妹都市盟約の締結について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第102号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第103号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について
(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 1 5 議案第 1 0 4 号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 6 議案第 1 0 5 号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 7 議案第 9 1 号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 9 2 号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 9 3 号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 1 7 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 平成 1 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 平成 1 7 年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 1 7 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 平成 1 7 年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 平成 1 7 年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 平成 1 7 年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 9 0 号 平成 1 7 年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 8 4 号 平成 1 7 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案説明)
- 日程第 2 9 議案第 8 5 号 平成 1 7 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案説明)
- 日程第 3 0 議案第 8 6 号 平成 1 7 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案説明)

日程第 3 1 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案説明)

日程第 3 2 議案第 8 8 号 平成 1 7 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案説明)

日程第 3 3 議案第 8 9 号 平成 1 7 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案説明)

日程第 3 4 認定第 1 号 平成 1 6 年度黒磯市一般会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 3 5 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度西那須野町一般会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 3 6 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度塩原町一般会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 3 7 認定第 3 1 号 平成 1 6 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 3 8 認定第 2 号 平成 1 6 年度黒磯市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 3 9 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度西那須野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 0 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度塩原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 1 認定第 3 2 号 平成 1 6 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 2 認定第 3 号 平成 1 6 年度黒磯市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 3 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度西那須野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 4 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度塩原町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 5 認定第 3 3 号 平成 1 6 年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 6 認定第 1 1 号 平成 1 6 年度黒磯市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

日程第 4 7 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度西那須野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

- 日程第 4 8 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度塩原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 4 9 認定第 3 4 号 平成 1 6 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 0 認定第 4 号 平成 1 6 年度黒磯市板室本村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 1 認定第 3 5 号 平成 1 6 年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
て
(提案説明)
- 日程第 5 2 認定第 5 号 平成 1 6 年度黒磯市板室温泉簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 3 認定第 3 6 号 平成 1 6 年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
て
(提案説明)
- 日程第 5 4 認定第 6 号 平成 1 6 年度黒磯市下水道特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 5 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度西那須野町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 6 認定第 2 5 号 平成 1 6 年度塩原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 7 認定第 3 8 号 平成 1 6 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 8 認定第 7 号 平成 1 6 年度黒磯市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 5 9 認定第 8 号 平成 1 6 年度黒磯市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 0 認定第 4 0 号 平成 1 6 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 1 認定第 9 号 平成 1 6 年度黒磯市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 2 認定第 4 1 号 平成 1 6 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
て
(提案説明)
- 日程第 6 3 認定第 1 0 号 平成 1 6 年度黒磯市新町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)

- 日程第 6 4 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度黒磯市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 5 認定第 4 5 号 平成 1 6 年度那須塩原市黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 6 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度西那須野町水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 7 認定第 4 6 号 平成 1 6 年度那須塩原市西那須野水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 8 認定第 3 0 号 平成 1 6 年度塩原町水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 6 9 認定第 4 7 号 平成 1 6 年度那須塩原市塩原水道事業会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 0 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度西那須野町赤田霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 1 認定第 2 9 号 平成 1 6 年度塩原町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 2 認定第 4 3 号 平成 1 6 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 3 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度西那須野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 4 認定第 3 9 号 平成 1 6 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 5 認定第 2 6 号 平成 1 6 年度塩原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 6 認定第 2 7 号 平成 1 6 年度塩原町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 7 認定第 4 2 号 平成 1 6 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 8 認定第 2 8 号 平成 1 6 年度塩原町町営有償バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 7 9 認定第 4 4 号 平成 1 6 年度那須塩原市市営バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 8 0 認定第 3 7 号 平成 1 6 年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 8 1 認定第 4 8 号 平成 1 6 年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定

について

(提案説明)

日程第 8 2 監査委員の審査結果の報告について

(報告)

日程第 8 3 議案第 9 5 号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議について

(提案説明)

日程第 8 4 議案第 9 6 号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議について

(提案説明)

日程第 8 5 議案第 9 7 号 大田原市自家用有償バス的那須塩原市区域内運行に関する変更協議について

(提案説明)

日程第 8 6 議案第 1 0 1 号 市道路線の認定について

(提案説明)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	白井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 局長	織	田	哲	徳	君	代表監査委員	青	山	功	君
農業委員会 事務局 局長	八	木	源	一	君	西那須野 支所 局長	田	口	勇	君
塩原支所 長	櫻	岡	定	男	君	栃木県総務部 市町村課 課長 補佐	松	沼	繁	樹
栃木県総務部 市町村課 主査	影	山	麻	子	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長	渡	部	義	美	議事課 長	石	井	博
議事調査係 長	斉	藤	兼	次	議事調査係	渡	邊	静
議事調査係	福	田	博	昭	議事調査係	高	塩	浩

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

本日招集になりました平成17年第6回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、知事提出として1件、市長提出として82件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成17年第6回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

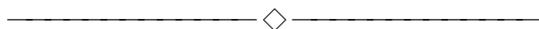
○議長（高久武男君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

7番 磯 飛 清 君

8番 東 泉 富士夫 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成17年第6回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、7月7日から約2カ月間にわたりまして開催いたしました「市政懇談会」につきましては、8月30日の大山公民館を最後に、全日程が終了いたしました。全15会場におきまして、合計562名の市民の参加をいただき、貴重なご意見、ご要望等を伺うことができました。この間、議員の皆様方にはオブザーバーとしてご協力をいただき、大変ありがとうございました。

さらに、ご承知のように国政におきましては、衆議院が郵政民営化を発端として解散になったため、衆議院議員の総選挙が8月30日に公示され、現在9月11日の投票日に向けて、激しい選挙戦が展開されております。

栃木3区におきましても、小選挙区で5名の候補者が立候補しておりますが、今後の国政を左右する重要な選挙であるとも言われておりますので、最高裁判所裁判官の国民審査とあわせて、投票の棄権防止につきまして、各方面のご理解とご協力をお願いするところでございます。

このような中、今回の市議会定例会にご提案を申し上げます議案は、知事提案となります那須塩原市高林財産区議会設置条例の制定案件のほか、補正予算案件が14件、条例案件3件、平成16年度の一般会計・特別会計・企業会計などの決算認定

案件が合併前の黒磯市、西那須野町、塩原町の案件を含めて48件、報告案件、その他の案件で17件の、合計83件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。

◇

◎会期の決定

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月26日午前10時より、第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日9月2日より9月26日までの25日間といたします。

会期内の日程の詳細については、配付された会

期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として、補正予算案14件、条例案3件、決算案48件、その他の案件12件、報告5件の計82件のほか、栃木県知事提出の案件が1件あります。

次に、議案の取り扱いについてであります。議案第94号、議案第98号から議案第100号まで、議案第102号から議案第105号まで、及び承認第14号の合わせて9件については即決扱いといたします。即決案件9件と報告5件を除く69件については、関係常任委員会、並びに決算審査特別委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加議案として、板室本村簡易水道事業特別会計の補正予算と、議員提出による追加議案として、この後述べる公的機関からの要望の審議いかんによつての意見書の提出が予定されますが、その際にはいずれも即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問・市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数の制限はなく、質問の1回目に通告したすべての項目を行うこととします。また、質問時間は1会派40分以内とし、その残りの時間については、所属議員による関連質問が行えることといたします。

質問通告は2会派からあり、日程上、9月5日に行うことといたします。

市政一般質問は、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に通告したす

すべての項目を行うことといたします。

質問通告者は12名であり、日程上9月6日に5名、7日に5名、8日に2名の3日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した請願が1件、公的機関からの要望が1件ございます。また、継続審査となっている3件の請願・陳情がありますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力くださいますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月26日までの25日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

◎報告第19号～報告第23号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第19号 専決処分の報告についてから日程第7、報告第23号 継続費精算報告についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、報告第19号から報告第23号までの5件を一括議題といたします。

本案について報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、報告第19号から23号まで一括してご報告いたします。

報告第19号につきましては、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本案件は、平成17年6月15日、宇都宮市一の沢2丁目地内で発生した交通事故による車両の損害に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、会議のため公用車

で出張途中、公用車とオートバイが接触し、転倒したオートバイが対向車線路肩に駐車中の車両に衝突し、その一部を損傷したものであります。

当事者協議の結果、市から車両所有者に損害賠償金12万623円を支払い、今後この件に関して双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

なお、当事者の一人でありますオートバイの運転者とは、現在和解に向けて協議中であります。

次の、報告第20号につきましても、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本案件は平成17年7月4日、扇町地内で発生した車両の物損事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、事務打ち合わせのため公用車で出張途中、公用車のミラーが路肩に駐車中の車両のミラーに接触し、破損したものであります。

両者協議の結果、市から相手方に損害賠償金3万5,532円を支払い、今後この件に関して、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の、報告第21号 専決処分の報告につきましても、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本案件は、平成17年6月21日、戸田地内において発生いたしました事故に関しまして、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、戸田地内の市道をパトロール中の市有車が、前方不注意により水田に転落し、アスファルト合剤が流出したため、水田の一部を損傷したものであります。

両者協議の結果、市から相手方に損害賠償金17万9,000円を支払い、今後この件に関し、いかなる事情が発生しても、双方異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の報告第22号 専決処分の報告につきましても、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本案件は、平成17年7月7日、上大貫地内において発生いたしました傷害事故に関しまして、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、消防団による火災の消火活動中、付近を通行していた自転車が、水利確保のため解放していた道路側溝のグレーチングに衝突したものであります。

両者協議の結果、市から相手方に損害賠償金4万4,015円を支払い、今後この件に関し、いかなる事情が発生しても、双方異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次の、報告第23号 那須塩原市下水道特別会計の継続費精算報告についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告するものであります。

平成14年度から平成16年度の3カ年にわたる継続事業として、那珂川雨水第2幹線工事として987mの整備を行いました。

この工事の事業費につきましては、別紙の継続費精算報告書に記載のとおり、予算総額11億円に対しまして10億9,000万円を支出したものであります。

以上、5件について一括ご報告申し上げます。

○議長（高久武男君） 報告説明が終わりました。

—————◇—————

◎承認第14号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第8、承認第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 承認第14号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成17年8月8日に衆議院が解散されたことに伴い、9月11日に執行される衆議院議員選挙に関する経費を計上したものであります。

まず、歳出におきましては、2款総務費に衆議院議員選挙費用として4,855万9,000円を計上し、歳入では、15款県支出金に衆議院議員選挙費委託金4,854万9,000円を見込み計上したほか、歳出に対して不足する1万円を前年度繰越金で措置したものであります。

このことで平成17年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は376億2,789万4,000円となります。なお、今回の補正につきましては急施を要することから、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第14号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、承認第14号については原案のとおり承認することに決しました。



◎議案第98号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第9、議案第98号 那須塩原市高林財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案については、地方自治法の規定により、提案権が知事にあります。

提案の説明のために市町村課より松沼繁樹氏、影山麻子氏に出席をいただいております。ご了承願いたいと思います。

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

松沼繁樹君。

○栃木県市町村課課長補佐（松沼繁樹君） 県の市町村課の松沼と申します。

財産区議会の設置条例の制定は、地方自治法の規定によりまして、知事が市町村の議会に提案す

ることになっておりますが、本日は知事が所用によりまして出席することができませんので、私のほうから、ただいま上程されました議案第98号 那須塩原市高林財産区議会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

高林財産区は、黒磯市、西那須野町及び塩原町の合併協定に基づきまして、合併後も那須塩原市の財産区として存続しております。財産区の議会につきましましては条例を根拠として設置されるものでございまして、高林財産区の議会は那須塩原市の条例が制定されるまでの間ということで、合併前の黒磯市高林財産区議会設置条例を那須塩原市の条例として暫定的に施行することによりまして、引き続き設置されております。

このたび、那須塩原市におきましても高林財産区に議会を設置する必要があるということで、高林財産区管理者から知事に対しまして、那須塩原市高林財産区議会設置条例の制定を市議会に提案してほしいという依頼がなされたところでございます。

それでは議案書の32ページをお願いいたします。本案につきましては、那須塩原市と高林財産区に議会を設置する条例でございます。ただ、現在、暫定施行されております条例と原則的に同一内容の条例でございますので、本則の説明を省略いたしまして、附則のみ説明申し上げます。

附則は33ページの下の方でございます。附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、平成17年10月1日から施行するというところでございます。

次に、経過措置でございますが、この条例の施行の際に、現に高林財産区の議会の議員である者は、この条例による議会の議員である者とみなし、その任期は平成19年8月5日までとするということで、新たに財産区議会を設置するわけでござい

ますが、議員につきましては、現在の高林財産区議会議員を、任期満了の日であります平成19年8月5日まで議員とするための規定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、議決されますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

—————◇—————

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第10、議案第94号 契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第94号 契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

本案件は、体験学習施設新築工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、都市計画公園3・3・2太夫塚公園内に体験学習施設を新築するもので、「西那須野地区中心市街地活性化基本計画」に基づく地域活性化拠点公園内の施設を、子供から高齢者まで、多くの市民の交流の場として整備するものであります。

この工事請負につきましては、指名競争入札を行った結果、落札いたしました小池・生駒・宮沢特定建設工事共同企業体と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第94号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議案第99号及び議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第11、議案第99号 友好姉妹都市提携の締結について及び日程第12、議案第100号 友好姉妹都市盟約の締結についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号及び議案第100号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第99号 埼玉県新座市との友好姉妹都市提携の締結について、提案の説明を申し上げます。

埼玉県新座市と旧西那須野町とは、文化遺産である「那須疏水・野火止用水」によるまちづくりを通じて、平成12月11日に「友好姉妹都市提携に関する協定書」を取り交わしております。

那須塩原市においても、新座市と教育、文化、スポーツ、産業等の交流により友好親善関係を将来にわたって進展させるよう、友好姉妹都市提携の締結を行うものであります。

「友好姉妹都市提携に関する協定書（案）」は、別紙のとおりであります。

次に、議案第100号 富山県滑川市との姉妹都市盟約の締結について、提案の説明を申し上げます。

す。

富山県滑川市と旧西那須野町とは「那須野が原開拓」を通して培われました縁により、平成8年4月に「姉妹都市提携盟約書」を取り交わしております。

那須塩原市においても、産業・文化の交流を図り、相互の理解と親善を深めるよう、姉妹都市盟約を締結するものであります。

「姉妹都市提携盟約書（案）」については、別紙のとおりであります。

以上2件について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第99号及び議案第100号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎議案第102号～議案第105

号の上程、説明、質疑、討論、

採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、議案第102号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから、日程第16、議案第105号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号から議案第105号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第102号から105号まで、一括してご説明申し上げます。

議案第102号 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

平成17年10月1日から、湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入する廃置分合に伴い、湯津上村及び黒羽町で組織する黒羽湯津上環境整備組合が解散すること、また南那須町及び烏山町を廃し、その区域をもって新たに那須烏山市を設置する廃置分合、並びに馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに那珂川町を設置する廃置分合に伴い、栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約を変更することについて、関係地方公共団体

—————◇—————

と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるのであります。

次に、議案第103号 栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案のご説明を申し上げます。

平成17年10月1日から、湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入する廃置分合、また南那須町及び烏山町を廃し、その区域をもって新たに那須烏山市を設置する廃置分合、並びに馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに那珂川町を設置する廃置分合に伴い、栃木県市町村消防災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号 栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県自治会館管理組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

平成17年10月1日から、湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入する廃置分合、南那須町及び烏山町を廃し、その区域をもって那須烏山市を設置する廃置分合に伴い、栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合規約の変更をすることについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

黒羽町の大田原市への編入合併、栗野町の鹿沼市への編入合併及び日光市の新設に伴い、下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更することについて、

地方自治法第252条の14第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第102号から議案第105号までの4件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

—————◇—————

◎議案第91号の上程、説明

○議長（高久武男君） 日程第17、議案第91号 那須塩原市情報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 議案第91号 那須塩原市情

報公開条例及び那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

本案件は、来年4月1日からの指定管理者制度導入に伴い、指定管理者、出資法人などが公の施設の管理を行う際、その施設に関する行政情報、または個人情報を取り扱う上で、指定管理者が果たすべき義務を規定するため情報公開条例と個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

具体的には、指定管理者が取り扱う行政情報について、公開請求があった場合、指定管理者に公開する義務が課せられ、また指定管理者が個人情報を取り扱う場合、情報の漏洩防止のための取り扱いに関しての制限が、指定管理者に課せられるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第92号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第18、議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第92号 那須塩原市公の施設における指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備等について、提案の説明を申し上げます。

本案件は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入する施設のうち、公募を予定する20施設に関する9件の条例について、地方自治法の規定により条例で定めることとされている管理の基準

及び業務の範囲等について規定するため、これら9件の条例の一部改正を一括して行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第93号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第19、議案第93号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 議案第93号 那須塩原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が平成17年5月25日に公布され、「監獄」が「刑事施設」に改められたため、条例中の文言を改正するのであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第77号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第20、議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第77号 平成17年度那須塩原市一般会計補正予算第3号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、国・県補助金事業費の決定等を踏まえた変更や過不足が見込まれる事業費に係る予算措置のほか、平成16年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

これらの主な内容につきまして申し上げますと、まず、歳出であります。2款総務費は、西那須野地区元気なまちづくり基金事業の位置づけを明確にするための予算調整を初め、本市の市営バスの運行方法について、既存バス路線のあり方を含め総合的に検討するための市営バス路線運行計画費の計上や、事務完了に伴う那須塩原市議会議員選挙経費などの調整を行うほか、今後の財政運営を考慮いたしまして、繰越金等の一部を減債基金に積み立てるための経費などを追加いたします。

次に、3款民生費は、西那須野地区保育園調理室改修経費のほか、前年度繰越金の決定に伴う特別会計に対する繰出金の整理等を行い、また、4款衛生費では、老人保健事業で新たに歯周疾患検診委託事業を行うための経費を計上するほか、補助金・交付金の決定に伴う浄化槽設置事業費の増額や、不足が見込まれる3地区の清掃センター修繕料などを計上しています。

さらに、6款農林水産業費は、新たに準高冷地を栽培適地とする夏秋どりいちごの産地形成を目指すための経費を計上するほか、補助事業の変更に伴う家畜排せつ物利活用施設整備事業費や畜産経営活性化事業費など、畜産関係事業などを追加いたします。

しかし、7款商工費におきましては、塩原温泉誘客対策事業補助金の増額や、もみじ谷大吊橋の

修理費等を計上するものの、（仮称）塩原温泉公園を整備する地域再生事業で継続費の設定に伴う工事費の整理による減額等のため、差し引き2億2,612万円の減額補正といたします。

次に、8款土木費につきましては、新たに道整備交付金事業を導入するための関係事業費の整理のほか、道路除雪対策事業費の計上や道路維持管理事業費の追加、さらに、3・4・2中央通り代替地造成工事費などを増額計上いたします。

また、9款消防費では、3人の新入消防団員の経費を追加し、10款教育費におきましては、新規事業を導入して、地域と連携した安全教育や安全管理に関する取り組みを行う学校安全推進費の計上を初め、広い視野でエネルギー問題を研究する中学校教育推進費（エネルギー教育推進事業）や那須疏水旧取り入れ口等関連施設について国の重要文化財指定に向けた経費を計上するほか、西那須野学校給食共同調理場の用地取得に関する経費などを追加補正することといたします。

一方、これらの財源としての歳入につきましては、13款使用料及び手数料は、八郎ヶ原放牧場使用料の減額、また16款財産収入では、八郎ヶ原放牧場賃借料や合併振興基金利子の減額、さらに20款諸収入でも小中学校給食費についてそれぞれ減額を行い、21款市債におきましても、減税補てん債や臨時財政対策債の借入限度額の確定のほか、合併特例債の整理などにより4億2,740万円の減額補正を行います。

これに対し、9款の地方特例交付金や10款地方交付税の普通交付税が確定したことに伴う追加補正のほか、14款国庫支出金は、道整備交付金事業を実施するための財源として道路橋りょう費補助金や市営バス路線運行計画費に充当する合併市町村補助金等の追加、15款県支出金では、バイオマスの環づくり事業費補助金など畜産関係補助金の

整理等による増額補正を行います。

また、17款寄付金では、教育関係指定寄付を計上し、さらに18款繰入金でも、元気なまちづくり基金や教育施設整備基金などからの繰入金や決算に伴う特別会計からの繰入金を計上いたします。

このほか、19款繰越金は、16年度の決算において歳計剰余金が決定したことに伴う前年度繰越金の計上であります。

これらによる歳入の補正額は、全体で14億5,860万8,000円の増額補正となります。この歳入補正額と歳出補正額を比較いたしますと、3億6,216万6,000円の余剰財源が生じることになりますので、これを歳出14款の予備費に計上することで、歳出補正額を歳入補正額と同額にするものであります。

これらにより17年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、390億8,650万2,000円となります。

なお、これら補正予算の詳細につきましては、別に添付してあります「平成17年度9月補正一般会計歳出予算の内容」をごらんいただきたいと思います。

また、今回の補正では、債務負担行為補正として、市営バス路線運行計画策定業務委託、ゆっくりセンター自動券売機リース料及び東那須野公民館警備委託に関する事項を追加設定させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第78号～議案第80号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第21、議案第78号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算第1号から日程第23、議案第80号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算第1号までの3件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第80号までの3件を一括議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。
助役。

○助役（坪山和郎君） 議案第78号から議案第80号まで一括してご説明申し上げます。

議案第78号 平成17年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に事業費の過不足の調整及び平成16年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

まず、歳出について申し上げますと、事務費の不足分、老人保健拠出金及び介護納付金の額の決定による過不足分、並びに平成16年度の療養給付費等交付金及び国庫負担金の額の確定に伴う超過分の返還金、さらに平成16年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計返還金を追加計上いたします。

次に、歳入では、国庫支出金について、平成17年度療養給付費等負担金を減額する一方、平成16年度療養給付費等負担金の額の確定による追加交付額を計上いたしますが、差し引きでは減額補正となります。

また、療養給付費等交付金は、老人保健医療費拠出金の額の決定に伴い減額し、繰入金は平成17年度一般会計繰入金の不足額を増額いたします。

さらに、繰越金に前年度の歳計剰余金を追加計上いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ3億6,300万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額を111億7,747万9,000円とするものであります。

次に、議案第79号 平成17年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度国庫支出金等の確定に伴う追加交付額及び平成16年度決算に伴う繰越金の整理が主なものであります。

まず、歳入について申し上げますと、1款支払基金交付金に、平成16年度医療費交付金等の精算に伴う追加交付額を増額し、2款国庫支出金においても、平成16年度医療費負担金等の精算に伴う追加交付額を計上いたします。

さらに、繰越金には、前年度繰越金を追加計上いたします。

次に、歳出につきましては、諸支出金に、平成16年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計への返還金等を増額いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ8,510万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を67億7,972万6,000円とするものであります。

次に、議案第80号 平成17年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度改正に伴う費用を初め、平成16年度の介護給付負担金の精算による返還金などの費用について、1億7,493万9,000円を計上するものであります。

歳入の主なものにつきましては、1款保険料に第1号被保険者保険料の滞納繰越分の560万1,000円を計上し、2款国庫支出金には、介護保険の制度改正に伴うシステム改修費補助金など128万7,000円を計上し、7款繰越金には、平成16年度決算による繰越金1億6,518万5,000円を計上する

ものであります。

次に、歳出の主なものにつきましては、1款総務費に介護保険制度改正に伴うシステム回収費等415万3,000円、2款保険給付費に、本年10月からの施設給付費の見直しに伴い、低所得者の負担軽減措置として、新たに特定入所者介護サービス費1億130万円を計上したほか、居住費・食費が保険給付の対象外となることによる減額分を含め、各給付費の調整を行うものであります。

また、4款基金積立金には、財政調整基金積立金として7,363万4,000円を計上し、6款諸支出金には、平成16年度の介護給付負担金の精算による国庫負担金、支払基金交付金などの返還金7,082万1,000円及び一般会計繰出金2,633万1,000円を計上するものであります。

これらの補正により、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億3,283万7,000円とするものであります。

以上3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第81号～議案第83号及

び議案第90号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第24、議案第81号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算第1号から日程第26、議案第83号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算第1号まで及び日程第27、議案第90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算第1号の4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第83号まで及び議案第90号までの4件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第81号、議案第82号、議案第83号及び議案第90号までの4件につきまして、一括説明をいたします。

議案第81号 平成17年度那須塩原市板室本村簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入のみの補正であります。平成16年度決算に伴い、繰越金に36万1,000円を増額し、一般会計繰入金で36万1,000円の減額を行うものであり、予算総額は586万円に変更はございません。

次に、議案第82号 平成17年度那須塩原市板室温泉簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入において、平成16年度決算に伴い、繰越金78万4,000円の増額を行うものであります。

歳出におきましては、78万4,000円を基金積立金に計上し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ934万6,000円とするものであります。

次に、議案第83号 平成17年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において、水道施設維持修理のための修繕料200万円を計上するものであります。

歳入では、繰入金において、基金繰入金424万8,000円を減額し、一般会計繰入金不足分を3万

7,000円計上いたします。

また、平成16年度決算に伴う繰越金65万6,000円を計上し、諸収入には消費税及び地方消費税の還付金の555万5,000円を計上いたします。このことで補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7,569万4,000円とするものであります。

次に、議案第90号 平成17年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算第1号について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的支出の工事請負費において8,000万円の増額補正をするものであります。

配水管の破損・漏水の防止のため、老朽管の更新を行い、災害に強い管路整備を行うもので、道路課で予定している市道幹I-1号線の道路改良にあわせて配水管布設替え工事を行い、路盤及び舗装復旧費の節減を図るものであります。

なお、資本的収入の不足分については、建設改良積立金等で補てんするものであります。

以上4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第84号～議案第89号の

上程、説明

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

日程第28、議案第84号 平成17年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算第3号から日程第33、議案第89号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算第1号までの6件を一括議題といたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第84号から議案第89号まで、6件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第84号 平成17年度那須塩原市下水道特別会計補正予算第3号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出において、1款下水道管理費の中で、一般管理費では報償費、使用料に、水処理センター費では役務費、委託料に、管渠管理費では委託料、工事請負費に合わせて903万8,000円を計上し、また2款下水道建設費では、雨水管及び汚水管を整備するため、工事請負費に5,000万円を計上し、総額5,903万8,000円の増額補正をするものであります。

歳入につきましては、7款市債に3,350万円、3款国庫支出金に1,500万円、また1款分担金及び負担金に下水道受益者負担金337万5,000円を増額し、さらに5款繰越金で前年度繰越金1,904万5,000円を増額する一方、この繰越金の増額により、4款繰入金では一般会計からの繰入金1,188万2,000円を減額するものであります。

これら補正により、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ41億3,116万3,000円とするものであり

ます。

次に、議案第85号 平成17年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入のみの補正であります。

受益者分担金を1,313万1,000円減額し、前年度繰越金で3,383万1,000円を増額する一方、この繰越金の増額により、一般会計繰入金2,070万円を減額するものであります。

補正後の予算総額は7,767万6,000円で、今回の補正による増額はありません。

次に、議案第86号 平成17年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、繰越金の額の確定に伴う予算の調整を行うものであります。

歳入については、1款事業収入を1,692万6,000円、2款繰入金を163万円減額し、3款繰越金に1,716万1,000円を計上いたします。

歳出については、北地区公債費の償還金利子が当初予定より軽減されたため、2款公債費を139万5,000円減額いたします。

以上、歳入歳出それぞれ139万5,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,925万4,000円とするものであります。

次に、議案第87号 平成17年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

本会計における16年度決算剰余金は6,516円です。このため、3款繰越金に5,000円を追加計上いたしました。

歳出につきましては、予算計上額の範囲内で対応できる見込みで、増額する必要がありませんの

で、2款の繰入金におきまして、一般会計からの繰入金を同額、減額することといたします。

なお、今回の補正は歳入の補正となりますので、予算総額の変更はございません。

次に、議案第88号 平成17年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入については、1款分担金及び負担金188万1,000円、2款使用料及び手数料388万5,000円、前年度繰越金1,213万円、合わせて1,789万6,000円を増額するものであります。

歳出については、施設設備基金として1,269万6,000円、施設管理費として520万円を増額するものであります。これにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ7,123万7,000円とするものであります。

次に、議案第89号 平成17年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算第1号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

歳入につきましては、平成16年度決算に伴い繰越金が生じたため、3款繰越金で422万4,000円を増額補正し、一般会計からの繰入金165万円を減額補正するものであります。

一方、歳出につきましては、歳入における繰入金及び繰越金の補正の差額分257万4,000円を3款予備費に増額補正いたします。

これらにより、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3,196万9,000円とするものであります。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◎認定第1号、認定第13号、認定第21号及び認定第31号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第34から日程第37までの平成16年度一般会計歳入歳出決算認定についての、認定第1号、認定第13号、認定第21号、認定第31号の4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） それでは、認定第1号、12号、21号、31号を一括説明いたします。

平成17年1月1日に合併し新たに誕生いたしました那須塩原市における平成16年度の決算につきましては、旧黒磯市、旧西那須野町及び旧塩原市の16年4月1日から12月までの決算と那須塩原市の17年1月から3月までの決算となります。

1月から3月の那須塩原市の予算につきましては、年度の途中の予算となるため、3市町おのこの16年度予算に計上された事務事業を合併後も継承し、適正に執行するための予算として編成することを基本といたしまして、原則として3市町の予算現額から16年12月までに各市町で執行いたしました額を控除した後の執行残額を計上し、ここに新市発足に伴う新たな経費を追加した予算としています。

これらは事務事業の一体性や説明の容易さなどを考慮したもので、「通年予算」の考え方に基づき編成し、執行したところであります。

—————◇—————

これを踏まえ、決算におきましても「通年決算」の考え方を基本に、平成16年4月から17年3月までの1年間の予算執行状況をまとめて決算報告を行うものであります。

平成16年度の一般会計決算額は、歳入480億7,081万3,382円、歳出は465億1,835万609円であります。

歳入歳出の差引額は、形式収支で15億5,246万2,773円の黒字決算となりました。

この形式収支を旧3市町別に見ると、黒磯市が6億463万8,042円、西那須野町が4億7,104万4,142円、塩原町が4億7,678万589円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支におきましても、黒磯市が5億8,310万4,042円、西那須野町が4億4,844万5,142円、塩原町が3億5,819万4,589円の黒字決算となっています。

また、形式収支を平成15年度の決算と比較いたしますと、旧黒磯市と旧西那須野町では減少していますが、旧塩原町において増加したことで、那須塩原市全体では8,850万3,169円の増となりました。

これら決算の詳細につきましては、お手元に配付してございます議案資料及び市政報告書のとおりでありますので、これらを精査の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◎発言の訂正

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 訂正をさせていただきます。

日程第35号の認定第13号につきまして、認定第12号と申し上げたそうでございますので、ご訂正をいたします。

◎認定第2号、認定第15号、認定第22号、認定第32号、認定第3号、認定第16号、認定第23号、認定第33号、認定第11号、認定第14号、認定第24号及び認定第34号の上程、説明

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

日程第38から日程第49までの平成16年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び平成16年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、並びに平成16年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての、認定第2号、認定第15号、認定第22号、認定第32号及び認定第3号、認定第16号、認定第23号、認定第33号、並びに認定第11号、認定第14号、認定第24号、認定第34号の12件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、12件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第38の認定第2号から日程第49の認定第34号まで、まとめてご説明を申し上げます。

まず、認定第2号、認定第15号、認定第22号及び認定第32号につきましては、平成16年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

那須塩原市における国民健康保険の加入世帯は、

平成16年度末現在で2万2,456世帯、被保険者は4万8,726人で、その推移はほぼ横ばい状態であります。全世帯、全人口に占める割合を見ますと、世帯数では55.6%、被保険者数では42.8%となっております。

では、経理状況についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。総額は107億3,201万8,013円となり、前年度と比較して7.2%の増となりました。

主なものとして、歳入総額の36.7%を占める国民健康保険税は、前年度比較で7.8%の増となりました。これは旧黒磯市におきまして、国民健康保険税率の改正を行ったことによるものであります。

次に、国庫支出金は、前年度比較で2.7%増と、小幅な伸びとなりました。

一方、療養給付費等交付金は28.7%の大幅な増となりましたが、これは退職被保険者等の医療費の増加によるものであります。

次に、歳出につきましては、総額96億8,530万5,104円、前年度比較で6.5%の増となっております。

主なものとして、歳出総額の63.8%を占める保険給付費は、前年度比較で9.2%の増となりました。これは医療費の伸びによるものであります。

次に、老人保健拠出金は、老人保健対象年齢の引き上げにより国民健康保険に加入する老人が減少していることから10.1%の減となっております。

一方、介護納付金は、介護保険の利用が増加していることから、21%と大きな伸びを示しております。

以上、歳入歳出の差引残額は10億4,671万2,909円となります。

なお、これら決算の詳細につきましては、別に添付してあります「国民健康保険特別会計決算説

明資料」をごらんいただきたいと思います。

次に、認定第3号、認定第16号、認定第23号及び認定第33号につきましては、平成16年度の老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

那須塩原市における老人保健医療受給対象者は、年度末において1万831人で、前年度に比べ4.3%の減となりました。これは、対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられていることによるものであります。

では、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額68億8,277万5,877円で、前年度と比較して2.7%の増となっております。主なものとして、歳入総額の61.4%を占める支払基金交付金が前年度と比較して2.5%の減となっております。

次いで、国庫支出金が14.3%、県支出金が16.8%、また一般会計からの繰入金が10.6%と、それぞれ増となっておりますが、これらは平成14年度の制度改正により、公費負担の割合が3割から段階的に引き上げられていることによるものであります。

歳出につきましては、総額が68億5,063万6,754円で、前年度と比較して2.8%の増となっております。

その内訳につきましては、歳出の98.3%を占める医療諸費が前年度と比較して2.3%の増となりました。

対象者が減少しているにもかかわらず、医療諸費が増加しているのは、一人当たりの年間医療費がふえていることによるものであります。

なお、歳入歳出の差引額3,213万9,123円は、翌年度に繰り越しといたします。

これら決算の詳細につきましては、別に添付してあります「老人保健特別会計決算説明資料」を

ごらんいただきたいと思います。

次に、認定第11号、認定第14号、認定第24号及び認定第34号につきましては、平成16年度の介護保険特別会計に係る歳入歳出決算認定についてでありますので、一括してご説明申し上げます。

介護保険制度は、制度開始後5年が経過し、高齢化の進展に伴い要介護認定者数も増加しております。

平成16年度は第2期介護保険事業計画の2年目であり、1月には合併が行われましたが、それぞれの市町の事業計画に基づき適正な介護保険事業の運営に努めてきたところであります。

サービスの利用状況につきましては、平成16年度末の要介護認定者数は2,532人となりました。うち介護サービス利用者は、在宅で1,559人、施設入所で433人の合計1,992人となっており、要介護認定者のサービス利用率は78.7%で、県平均を上回っている状況であります。

決算の状況につきましては、歳入総額で39億9,292万3,843円、歳出総額で38億2,773万8,633円となっております。

歳入のうち、第1号被保険者の介護保険料につきましては、95.2%の収納率となっております。

歳出につきましては、全体の93%の35億5,987万8,964円を保険給付費が占めており、内訳は施設給付費が48%で17億915万9,103円、在宅給付費が51.4%で18億3,007万7,943円、高額介護サービス費などのその他の費用が0.6%で2,064万1,918円となっております。

なお、歳入歳出差し引き残額1億6,518万5,210円は、翌年度へ繰り越しといたします。

以上12件につきまして、まとめてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎認定第4号、認定第35号、認定第5号及び認定第36号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第50から日程第53号までの平成16年度板室本村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について及び平成16年度板室温泉簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての、認定第4号、認定第35号及び認定第5号、認定第36号の4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第4号及び認定第35号は、平成16年度の板室本村簡易水道事業に係る特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案の説明を申し上げます。

本水道事業の年度末における給水区域内人口と給水人口はともに118人で、普及率は100%であります。また、年間配水量3万5,357m³のうち、有収水量は2万5,304m³で、一人1日当たりの平均有収水量は587・であります。

経理の状況につきましては、歳入総額526万3,167円となっております、その主な内訳は、水道事業収入375万9,574円、前年度からの繰越金135万4,593円であります。

歳出総額は480万1,367円となり、主なものは人件費の350万6,689円であります。

なお、歳入歳出差引残額46万1,800円は、翌年度に繰り越しといたします。

次に、認定第5号及び認定第36号は、平成16年度の板室温泉簡易水道事業に係る特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案の説明をいたします。

本水道の年度末における給水区域内人口と給水人口は、ともに130人で普及率は100%であります。本水道は板室温泉地域が給水区域であり、定住人口のほか、湯治客等の滞在人口が加わり、配水量等の水量は、特異な係数となっております。

また、年間配水量7万620m³のうち、有収水量は7万327m³で、一人1日当たりの平均有収水量は1,482・であります。

経理の状況につきましては、歳入総額930万2,366円となり、その内訳は、水道事業収入820万3,328円、財産収入5,753円、前年度からの繰越金109万3,258円であります。

歳出総額は841万8,082円となり、その主な内訳は人件費の668万2,749円、その他施設の改良に充てるための基金として、98万8,000円の積み立て等を行いました。

なお、歳入歳出の差引残額88万4,284円は、翌年度に繰り越しといたします。

以上4件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます説明いたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎発言の訂正

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 説明の中で、認定第5号及び認定第36号の中で、説明の中で、前年度の繰越

金109万3,285円のところを109万3,258円と申し上げたそうでございますので、訂正をいたします。

◇

◎認定第6号、認定第19号、認定第25号、認定第38号、認定第7号、認定第8号、認定第40号、認定第9号、認定第41号及び認定第10号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第54から日程第63までの平成16年度下水道特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について及び平成16年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに平成16年度黒磯市新町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての、認定第6号、認定第19号、認定第25号、認定第38号及び認定第7号、認定第8号、認定第40号、並びに認定第9号、認定第41号、認定第10号の10件を一括議題といたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第54の認定第6号から日程第63の日程第10号までの10件につきまして、まとめてご説明申し上げます。

まず、認定第6号、認定第19号、認定第25号及び認定第38号につきましては、平成16年度の下水道事業に係る特別会計歳入歳出決算認定について

でありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、下水道の整備状況であります。黒磯地区においては、污水管渠築造工事を黒磯・東那須野・鍋掛・高林の4処理区あわせて3,194.9m、雨水管渠築造工事は平成14年度から16年度までの3カ年継続事業で、幹線管渠987.0mの築造を完了しました。また、黒磯水処理センターの除じん設備更新工事、送風機増設工事につきましては、16・17年度の2カ年継続事業で実施いたしております。

西那須野地区においては、雨水排水対策として、平成8年度から継続実施してきた百村川幹線の函渠工事262.2m及び污水管渠工事4,347.1mの整備を行いました。

塩原地区においては、普及事業である污水管渠工事579mのほか、関谷・下田野地区の雨水排水対策として平成14年度から継続実施してきた清水川第二排水区の清水川2号幹線及び枝線の函渠工事897.3mが舗装復旧を除き完了しました。

なお、旧西那須野町、旧塩原町では、雨水・污水工事の一部が年度内の完了が見込めないため、明許繰越しをしております。

これらの整備により、市全体の污水整備面積は、事業認可面積2,599haに対し、1,800.8haで整備率は69.3%となっております。

管渠の整備につきましては、污水管を8,121m、雨水管を2,246m整備し、総延長は污水管が380.4km、雨水管が23kmとなりました。

下水道普及状況については、使用開始区域内人口5万6,513人に対して、水洗化人口4万8,115人となり、水洗化率は85.1%となっております。

また、行政人口11万3,888人に対する供用開始区域内人口は5万6,513人となり、普及率は49.6%になりました。

次に、決算状況について申し上げます。

平成16年度の決算状況は、歳入44億8,279万3,369円、歳出44億1,829万7,790円で、決算規模は歳入で13.7%、歳出で13.5%と、それぞれ前年度を下回る結果となりました。

歳入歳出差引額の6,449万5,579円のうち、明許繰越額4,045万円を除いた2,404万5,579円が実質収支差し引きとなります。

歳入については、2款使用料及び手数料の収入が伸びているものの、1款分担金及び負担金、3款国庫補助金、4款繰入金、6款諸収入、7款起債の減などにより、前年度より総額で7億1,344万9,761円の減となりました。

歳出につきましては、1款下水道管理費においては、水処理センター費の減、2款下水道建設費においては、建設事業費の減、3款流域下水道費においては、流域下水道負担金の減となり、4款公債費においては、元金利子償還の増により総額で6億8,813万4,881円の減となりました。

次に、認定第7号 平成16年度黒磯市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

本会計は平成5年度に造成事業が完了し、平成6年度から分譲を開始いたしました第2期下厚崎工業団地の分譲事業に関する特別会計であります。平成16年度につきましては、分譲が皆無であり、歳入については一般会計繰入金、前年度繰越金、歳出については昨年度、公債費の償還が終了したことから、総務費のみとなっております。

経理の状況につきましては、歳入総額30万円で、その内訳は一般会計繰入金5万499円、前年度繰越金24万501円であります。

歳出総額については30万円で総務費、分譲用地の管理委託料分30万円であります。

なお、当該特別会計は、合併時に廃止すること

を踏まえ、差引残額が出ないよう調整いたしました。

次に、認定第8号及び第40号につきましては、平成16年度の黒磯地区の土地区画整理事業に係る特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

平成16年度における本会計決算の主な事業は、那須塩原駅西土地区画整理事業にかかる保留地の処分、5区画1,755.15㎡及び那須塩原駅北土地区画整理事業にかかる保留地の処分、2区画823.1㎡の宅地売却となりました。

これらの経理状況は歳入総額で3億824万2,781円となり、内訳として1款の事業収入で1億7,651万2,163円、2款繰入金194万3,000円、4款繰越金18万7,618円、5款市債1億2,960万円となっております。

これに対する歳出は、1款の区画整理事業費では、工事請負費、物件移転等補償費で1億6,997万7,562円、2款公債費に1億410万1,536円を合わせ、歳出総額では2億7,407万9,098円となりました。

なお、歳入歳出の差引残額3,416万3,683円については翌年度に繰り越しといたします。

次に、認定第9号及び認定第41号につきましては、平成16年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

本会計は事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的として設置したものであります。

平成16年度は新たな用地取得はありませんでしたので、これまでに取得した事業用地の償還を行いました。

経理の状況につきましては、一般会計からの繰入金と前年度繰越金の合わせて7,803万2,726円を

財源といたしまして、平成7年度に取得した黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地と文化会館駐車場用地、平成13年度に取得した保健福祉施設用地、さらに平成14年度取得の市道松浦町稲村線用地の元金と利子の償還を実施いたしました。

償還金は全体で7,802万6,210円でありましたので、差し引き6,516円の余剰金が生じますので、これを翌年度に繰り越すものであります。

次に、認定第10号 平成16年度黒磯市新町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

本会計につきましては、平成11年度から設置されておりまして、平成12年度から分譲を開始しており、平成14年度までに3区画を分譲いたしました。

平成16年度につきましては販売促進に努めましたが、契約には至りませんでした。

経理状況につきましては、歳入総額は32万5,138円で、繰越金のみであります。

また、歳出総額は32万5,138円で、全額宅地造成事業費であります。

なお、本特別会計は、旧黒磯市の12月定例議会にて廃止議案の議決を得ております。

以上10件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎認定第12号、認定第45号、
認定第20号、認定第46号、
認定第30号及び認定第47号
の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第64から日程第69までの、平成16年度水道

事業会計歳入歳出決算認定についての、認定第12号、認定第45号及び認定第20号、認定第46号、並びに認定第30号、認定第47号の6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第12号及び認定第45号については、平成16年度の黒磯水道事業会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案の説明をいたします。

本水道の年度末における給水区域内人口6万850人に対し、給水人口は、前年度末に比べ462人増の5万5,728人で、その普及率は91.6%となっております。

また、年間有収水量については、前年度に比べ11万2,448 m^3 増の600万2,512 m^3 となりました。

建設改良工事では、第5次拡張事業として、島方、上中野、鍋掛、北栄町、越堀、寺子、埼玉、波立、西山開拓の各地区に配水管布設工事を行いました。また、区画整理事業に合わせた配水管布設工事、下水道事業に合わせた配水管の布設替え工事、老朽管更新事業として配水管布設替え工事等を行いました。

水道事業収益は11億7,790万1,642円となり、その内訳は、営業収益11億5,504万4,522円、営業外収益2,285万7,120円で、前年度に比べ2,897万466円の増となりました。

水道事業費用においては、前年度に比べ444万4,545円増の10億6,618万9,659円で、その内訳は、営業費用8億9,564万3,198円、営業外費用、1億6,142万5,342円、特別損失912万1,119円となり、

消費税抜きで9,898万9,496円の純利益が生じました。

また、資本的収入は、合計で1億7,672万円となり、その内訳は、企業債1億4,000万円、負担金1,272万円、補償金650万円、補助金1,750万円で、前年度に比べ3,159万4,750円の増となりました。

一方、資本的支出においては、合計で5億2,524万7,999円となり、その内訳は、建設改良費3億1,309万3,090円、固定資産購入費40万3,830円、量水器費70万7,610円、企業債償還金2億1,104万3,469円で、前年度に比べ5,017万8,786円の減となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,852万7,999円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,316万7,409円、過年度分損益勘定留保資金1,373万9,912円、当年度分損益勘定留保資金2億1,662万678円、減債積立金9,400万円及び建設改良積立金1,100万円をもって補いました。

次に、認定第20号及び認定第46号につきましては、平成16年度の西那須野水道事業会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案を申し上げます。

本水道の年度末における給水区域内人口4万5,946人に対し、給水人口は、前年度末に比べ391人増の4万5,445人で、その普及率は98.9%となっております。また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ11万73 m^3 増の494万6,791 m^3 となりました。

建設改良工事では、配水管布設等工事5,620.6m、消火栓設置工事7基、浄水場排水処理施設築造工事1か所を行いました。

水道事業収益は10億3,176万165円となり、その内訳は、営業収益10億2,233万5,527円、営業外収

益942万4,638円で、前年度に比べ2,647万2,257円の増となりました。

水道事業費用においては、前年度に比べ6,240万4,270円減の9億908万558円で、その内訳は、営業費用7億8,183万8,652円、営業外費用1億2,431万4,501円、特別損失292万7,405円となりまして、本年度決算において、消費税抜きで1億1,331万8,829円の純利益が生じました。

また、資本的収入は1億7,042万5,907円となり、その内訳は、企業債8,500万円、出資金500万円、負担金488万2,500円、補償金7,554万3,407円で、前年度に比べ3,855万8,367円の増となりました。

資本的支出においては、合計で5億3,129万101円となり、その内訳は、建設改良費3億9,311万8,762円、固定資産購入費220万1,745円、量水器費452万480円、企業債償還金1億3,144万9,114円で、前年度に比べ1億1,109万6,721円の増となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,086万4,194円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額899万8,982円、過年度分損益勘定留保資金478万5,131円、当年度分損益勘定留保資金1億4,251万9,879円及び建設改良積立金2億456万201円をもって補てんいたしました。

次に、認定第30号及び認定第47号につきましては、平成16年度の塩原水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでありますので、一括して提案の説明を申し上げます。

本水道の年度末における給水区域内人口6,917人に対し、給水人口は、前年度末に比べ144人減の6,780人で、その普及率は98.0%になっております。また、年間有収水量については、前年度に比べ7万7,161 m^3 減の198万7,668 m^3 となりました。

建設改良工事では、配水管布設等工事219.8m、消火栓設置工事1基、流量計取替え工事1か所を

行いました。

水道事業収益は3億1,831万2,440円となり、その内訳は、営業収益2億8,888万650円、営業外収益2,943万1,790円で、前年度に比べ1億8,750万7,969円の減となりました。

水道事業費用においては、前年度に比べ5,400万2,578円減の3億923万6,437円で、その内訳は、営業費用2億3,427万5,583円、営業外費用7,460万8,894円、特別損失35万1,960円となりまして、本年度決算において、消費税抜きで818万4,167円の純利益が生じました。

また、資本的収入は4,558万3,665円となり、その内訳は、企業債1,580万円、負担金49万3,500円、補償金714万円、一般会計補助金2,215万165円で、前年度に比べ3,726万765円の減となりました。

資本的支出においては、合計で1億852万1,282円となり、その内訳は、建設改良費2,826万8,910円、固定資産購入費14万9,850円、量水器費7万円、企業債償還金8,003万2522円で、前年度に比べ2,928万6,867円の減となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,293万7,617円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87万5,910円、過年度分損益勘定留保資金6,206万1,707円をもって補てんいたしました。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎発言の訂正

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 大変失礼をいたしました。

読み違いがあったそうでございますので、訂正をさせていただきます。

認定第12号及び認定第45号の中で、前年度に比べ11万2,488㎡と申し上げるところを、11万2,448と申し上げたそうでございますので、訂正をいたします。

次に、認定第20号及び認定第46号でございますけれども、この中で、資本的収支調整額899万8,983円のところを、8,982円と申し上げたそうでございますので、訂正をお願いいたします。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎認定第17号、認定第29号、
認定第43号、認定第18号、
認定第39号、認定第26号、
認定第27号、認定第42号、
認定第28号及び認定第44号
の上程、説明

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

日程第70から日程第79までの平成16年度墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成16年度土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について及び平成16年度温泉事業

特別会計歳入歳出決算認定について、並びに平成16年度バス運行事業特別会計歳入歳出決算認定についての、認定第17号、認定第29号、認定第43号及び認定第18号、認定第39号、並びに認定第26号、認定第27号、認定第42号、認定第28号、認定第44号の10件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、10件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、日程第70の認定第17号から日程第79号、認定第44号まで、まとめて説明申し上げます。

まず、認定第17号、認定第29号及び認定第43号につきましては、墓地事業に係る特別会計の決算認定についてでありますので、一括してご説明申し上げます。

墓地事業に係る特別会計につきましては、平成16年12月までは旧西那須野町の赤田霊園事業特別会計及び旧塩原町の公園墓地事業特別会計として経理し、翌1月から両会計をあわせて墓地事業特別会計としたものであります。

赤田霊園につきましては、昭和62年度に用地を取得し、翌年度から工事着手、以後平成14年度まで4期にわたり1万120㎡、917区画を造成し、平成16年度末で848区画を貸与し、69区画を残すのみとなっております。

また、公園墓地につきましては、平成10年度から総面積3万6,924㎡のうち6,541㎡、84区画を造成し、16年度末で23区画が貸与されております。

決算の状況につきましては、歳入合計3,835万555円で、そのうち事業収入が1,086万2,210円、繰入金が2,466万円、繰越金が275万8,145円など

となっております。

歳出におきましては、事業費として清掃管理委託や修繕費、光熱水費など670万5,579円、公債費が2,741万7,440円で、歳出合計は3,412万3,119円となっております。

次に、認定第18号及び認定第39号につきましては、平成16年度の農業集落排水事業に係る特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに事業の概要についてであります。農業集落排水事業につきましては、西那須野地区において、農業集落の生活環境の改善及び農業用水の保護を目的に実施しており、平成9年度の南赤田地区の供用開始に引き続き、2地区目となります。東部地区の供用を平成16年4月に開始いたしました。

加入状況につきましては、平成16年度末の加入戸数が南赤田地区375戸、東部地区394戸の合わせて769戸となっております。

次に、経理の状況について申し上げます。

平成16年度の決算状況は、歳入1億678万2,423円、歳出7,275万489円で、歳入歳出差引額3,403万1,934円が実質収支差引となります。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、5款諸収入が伸びているものの、4款繰越金や東部地区建設の完了に伴う補助金等の減により、前年度よりも総額で3億9,199万5,632円の減となりました。

歳出につきましては、1款農業集落排水費においては東部地区建設費の減、2款公債費においては元金利子償還の増により、前年度よりも総額で4億2,125万4,184円の減となりました。

次に、認定第26号 平成16年塩原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

平成16年度における本特別会計決算に関する主な事業としましては、関谷土地区画整理事業地内の保留地81㎡と76㎡の2件の処分を実施いたしました。

経理の状況につきましては、歳入について、総額421万1,610円となり、その内訳は、事業収入で保留地処分金381万3,610円、分割納付金39万8,000円であります。

また、歳出につきましては、一般会計繰出金421万1,610円あります。

なお、関谷地区土地区画整理事業は終了しましたので、平成16年12月をもって本特別会計は閉鎖いたしました。

次に、認定第27号及び認定第42号につきましては、平成16年度の温泉事業に係る特別会計歳入歳出決算認定でありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、2款事業収入の温泉特別使用料と温泉使用料で、7,024万6,990円、6款諸収入で栃木県からの物件移転補償金の394万8,000円となっております、歳入合計8,063万311円となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、1款総務費において、温泉事業施設整備基金積立金として、積立金で2,340万8,000円、2款維持管理費において、光熱水費や源泉の借り上げ料に890万76円、さらに3款建設改良費において、医師会病院建て替えに伴う湯導管の移設費として634万2,000円となっております、歳出合計6,587万4,014円となっております。

歳入歳出差し引き1,475万6,297円となります。

次に、認定第28号及び認定第44号につきましては、平成16年度の市営バス運行事業に係る特別会計歳入歳出決算の認定についてでありますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

本会計は、旧塩原町において運行しております塩原・上三依線、温泉街循環バス線、関谷・宇都野線、関谷・下大貫線の4路線について、道路運送法に基づき、ジェイアールバス関東株式会社西那須野支店に運行業務を委託して実施している事業の特別会計であります。

経理状況について申し上げますと、まず歳入につきましては、合計3,294万3,591円となっておりますが、内訳は、バス使用料及び年間券の販売代金をバス使用料として717万6,856円、一般会計からの繰入金2,441万6,154円、前年度からの繰越金が135万581円となっております。

また、歳出につきましては、一般管理費のみであります。4路線の市営バス運行委託料3,294万円とバス車庫火災保険料の3,591円をあわせて3,294万3,591円となっております。

以上10件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第37号及び認定第48号
の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第80、認定第37号 平成16年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第81号、認定第48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第37号及び認定第48号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第37号 平成16年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第48号 平成16年度西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

西那須野町塩原町水道事務組合につきましては、旧西那須野町と旧塩原町の水道事業を共同処理するため、昭和38年に設立された一部事務組合で、簡易水道事業を実施してまいりましたが、合併に伴い解散したものであります。

那須塩原市におきましては、西塩簡易水道事業特別会計を設置し、一部事務組合が処理しておりました事業を行うこととしております。

まず、給水状況であります。本水道の年度末における給水区域内人口は1,369人、給水人口は695人で、普及率は50.8%であります。

また、年間配水量35万9,219㎥のうち、有収水量は28万3,592㎥で、一人1日当たりの平均有収水量は1,118・であります。

経理の状況につきまして、まず西那須野町塩原町水道事務組合簡易水道事業会計から申し上げます。

歳入総額は6,982万4,709円となり、その主な内訳は、水道事業収入1,907万9,930円、負担金227万3,000円、繰入金4,349万9,000円、繰越金289万2,787円であります。

歳出総額は6,610万5,150円となり、主なものは、事業費4,668万603円であります。

次に、西塩簡易水道事業特別会計の経理状況について申し上げます。

歳入総額は1億6,921万2,932円となり、その主

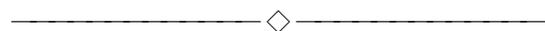
な内訳は、水道事業収入761万8,430円、国庫支出金2,478万円、市債1億3,300万円であります。

歳出総額は、1億6,705万6,027円となり、主なものは、水道事業費1億2,495万2,727円であります。

なお、歳入歳出の差引残額215万6,905円は翌年度に繰り越しといたします。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎監査委員の決算審査結果の報告

○議長（高久武男君） 次に、日程第82、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第1号から認定第48号までの決算につきましては、平成16年度旧黒磯市・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書及び平成16年度旧黒磯市・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市公営企業会計歳入歳出決算審査意見書、並びに旧西那須野町・塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書が監査委員から提出されております。

代表監査委員は登壇の上、審査結果の報告を願います。

代表監査委員、青山功君。

[代表監査委員 青山 功君登壇]

○代表監査委員（青山 功君） 決算審査の報告をいたします。

平成16年度旧黒磯市・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況の審査の意見、旧黒磯市黒磯・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市水道

事業会計歳入歳出決算審査の意見、旧西那須野町、旧塩原町水道事務組合簡易水道事業会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査の意見についてご報告いたします。

初めに、平成16年度旧黒磯市・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市一般会計及び特別会計について申し上げます。

地方自治法第233条第2項に基づき、市長から審査に付されました決算、並びに附属書類について、議会選出の相馬司監査委員とともに、7月14日から8月25日までの期間、決算審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書その他関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効果的かなどの点に主眼を置き、審査を行いました。その結果、計数的に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります、若干申し述べさせていただきます。

なお、この意見書で示しました平成16年度決算額は、旧黒磯市・旧西那須野町・旧塩原町の4月から12月分及び那須塩原市の1月から3月分までを合計したものであります。

一般会計は、歳入決算額は489億4,405万2,621円、歳出決算額は476億5,336万1,360円、歳入歳出差引額12億9,069万1,261円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億6,271万9,000円を差し引いた実質収支は、重複額を除き13億8,974万3,773円となっております。

一方、特別会計は全体で歳入決算額は280億4,024万9,130円、歳出決算額は255億4,006万1,447円、歳入歳出差引額25億18万7,683円となり、翌年度に繰り越すべき財源6,007万5,000円を差し

引いた実質収支は、重複額を除き13億3,914万6,676円となっております。

収入に関しては、市税、国民健康保険税、下水道料金、住宅使用料等の収入未済額が増加の一途をたどっております。各担当課においてあらゆる手段を駆使し、解消に向けて努力されていることは認められますが、残念ながら減少傾向が見られません。

特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない、いわゆる悪質滞納者には、公平、公正を期すためにも断固とした態度で臨むことを要望いたします。

また、年度途中の1月1日に3市町が合併するという大きな変化の中で、それぞれの事務事業が消滅することなく新市に引き継がれ、そして継続して実施されました。本市を取り巻く行財政の変化に対し、住民サービスの質を低下させることがないように、柔軟で速やかに対応できる市政基盤を整備する必要があると考えます。

限られた財源を効率、効果的に活用することを念頭に置き、市民の立場に立った、安全で安心して暮らせる那須塩原市の実現に向けて努力されることを要望いたします。

次に、平成16年度旧黒磯市黒磯・旧西那須野町・旧塩原町・那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査に付されました決算、並びに附属書類について、議会選出の相馬司監査委員とともに、7月14日から8月25日までの期間、決算審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書、その他関係書類等に誤りがないか、また経済性の発揮、公共性の確保を主眼にして審査を行いました。

その結果、計数的に違算はなく、事務事業の内

容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります。若干申し述べさせていただきます。

水道事業会計は社会、経済の動向に左右されることなく、市民に対して正常で低廉豊富な水を常に安定した形で給水するため、1月1日の3市町合併の際には統合せず、おのおのが独立して業務を行っております。

今後の統合に向けて多くの問題を協議し、努力した結果、量水器等の一括発注、一括購入による在庫の減少、水質検査委託の集中化によるコストダウン、料金徴収業務委託の統合による収納率向上とコストダウン等、合併によるメリットが認められました。

また、塩原水道事業会計の前年度繰越欠損金については、合併を念頭に置いて努力されたことは認められますが、残念ながら解消に至っておりません。抜本的な改善策が必要かと思われれます。今後とも給水の安定供給と価格の平準維持に一層の創意工夫と努力を重ね、健全経営が図られることに加え、未収金の回収や経費節減に努め、公営企業会計本来の目的である公共の福祉の増進に寄与されるよう要望いたします。

次に、平成16年度旧西那須野町、塩原町水道事務組合簡易水道事業会計について申し上げます。

地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条に基づき、市長から審査に付されました決算、並びに附属書類について、議会選出の相馬司監査委員とともに、8月19日に決算審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書、その他関係書類等に誤りがないか、また、予算執行の適否、事務事業の確認を行い、審査を行いました。

その結果、計数的に違算はなく、事務事業の内

容も妥当なものと認められました。

続きまして、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、基金が設置目的に沿って運用されているか、また計数に誤りはないかなどの点に主眼を置き、審査を行いました。

那須塩原市においては市民の連携の強化、または地域振興のための事業費用に充てるため、新たに合併振興基金が設置されました。その他各基金の運用については、それぞれ設置目的に沿って適正であると認められました。

終わりに当たり、将来に向けた夢のある都市像の実現のため、目標を掲げ、達成に向けて着実に努力されていることがうかがえました。世の中の急速な変化におくれないよう時代を先取りし、一日も早く合併にまつわる懸案事項の解決を図って、新しい那須塩原市がさらに飛躍することを願い、決算審査の報告といたします。

以上です。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

◇

◎議案第95号～議案第97号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第83、議案第95号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議についてから日程第85、議案第97号 大田原市自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する変更協議についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第97号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第95号、並びに議案第96号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入の協議について、一括して提案の説明を申し上げます。

那須塩原市西那須野地区に接する大田原市の区域が、都市計画法上の用途地域となっており、公共下水道が整備されていることから、大田原市に隣接する土地の所有者2名から、事務所兼貸し事務所ビル及び貸し店舗ビル建設に当たり、大田原市の公共下水道を利用したい旨の要望が提出されました。

本案件につきましては、地方自治法第244条の3第2項の規定により大田原市との協議が必要でありますので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号 大田原自家用有償バスの那須塩原市区域内運行に関する変更協議について、提案のご説明を申し上げます。

本案件は、大田原市から10月1日の湯津上村、黒羽町との市町村合併に伴い、地域住民の利便性向上のため、現在、西那須野駅東口に乗り入れている大田原市内循環線に加え、黒羽線及び湯津上村線の路線運行について協議がありましたので、地方自治法第224条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第101号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第86、議案第101号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 議案第101号 那須塩原市道路線の認定について、提案のご説明を申し上げます。

本案件は、10路線を市道として認定したいので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

10路線の内容は、（仮称）黒磯インターチェンジの設置に伴い、インターチェンジ周辺の道路整備をするものが5路線、都市計画道路3・4・1本郷通りの整備に伴うものが1路線、那須塩原市土地開発指導要綱により、開発道路を受け入れたものが4路線であります。

この結果、市道の総延長は、1,227.7km、実延長は1,180.6km、市道路線の総数は2,283路線となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。